

旭川市生涯学習ポータルサイト広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市有料広告の取扱いに関する指針に基づき、旭川市生涯学習ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という）に掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告取扱事業者 市と広報媒体による有料広告の掲載に関する契約（以下「契約」という。）を締結した広告代理業を営む者をいう。
- (2) 広告主 有料広告の掲載をする者をいう。

(広告の掲載基準)

第3条 ポータルサイトに掲載する広告（当該広告のリンク先のページを含む。）は、市の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもの並びに市民に不利益を及ぼさないものであって、かつ、次に掲げる項目のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人又は団体の意見広告に関するもの
- (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (7) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 商品先物取引に関するもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、社会教育部長がポータルサイトの目的、性質等を勘案し、掲載することが適当でないものとして定めたもの

2 広告掲載に係る業種及び事業者、前項に規定する広告の内容その他の広告掲載に係る基準は、社会教育部長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、位置、数量及び期間は、社会教育部長が別に定める。

(広告の募集及び選出)

第5条 広告の募集（決定及び取消しに関する事務を除く。）は、広告取扱事業者が取り扱うものとする。

2 広告取扱事業者の選出は、毎年度、社会教育部社会教育課が、見積合せなど、その他適切な方法により行うものとする。

3 前項の規定により広告取扱事業者を決定したときは、市長は、当該広告取扱事業者と契約を締結するものとする。

(有料広告の申込み、審査等)

第6条 有料広告の申込みは、前条第2項の規定により選出された広告取扱事業者が、市長に広告掲載申込書を提出することにより行うものとする。

2 広告掲載申込書の受理、掲載の決定の通知等に係る手続及び様式は、社会教育部長が別に定める。

3 社会教育部長は、第1項の規定に広告掲載申込書の提出があったときは、本要綱等に規定する有料広告の掲載基準、規格等に照らし審査を行い、掲載の適否を決定する。

(広告料の納付等)

第7条 広告料の納付は、社会教育部長が別に定める。

2 既納の広告料は還付しない。ただし、広告取扱事業者の責めに帰さない理由により、有料広告の掲載ができなかった場合は、社会教育部長が別に定める方法により還付する。

(広告掲載の取消し等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、市は広告取扱事業者及び広告主への催告その他何らの手続を要することなく、広告掲載を取り消すことができるものとする。

(1) 広告取扱事業者又は広告主が偽りその他不正な手段により、有料広告の掲出の決定を受けたとき。

(2) 広告取扱事業者が有料広告の原稿等を指定期日までに提出しなかったとき。

(3) 広告取扱事業者が指定期日までに広告料を納付しなかったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、社会教育部長が別に定めた内容に反するとき。

(広告取扱事業者及び広告主の責務)

第9条 広告取扱事業者及び広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告取扱事業者及び広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき、権利得喪に係る処理が完了していることを市に対し保証しなければならない。

3 第三者から広告に関し損害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱事業者及び広告主の責任及び負担において解決することとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月15日から施行する。